

令和 9 年度

国土強韌化に資する税制改正要望事項の概要

令和 8 年 8 月

内閣官房 国土強韌化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正要望事項は以下のとおり。

1. 新規

<災害廃棄物対策>

【新規】

①指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入に係る損金算入等の特例措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税）

指定非常災害廃棄物最終処分場を確保し、大規模災害発生時に非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、指定非常災害廃棄物最終処分場として都道府県の指定を受けた最終処分場の設置者を対象として、埋立終了後の維持管理費用の積立て（維持管理積立金）について、積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置を創設する。

（環境省）

2. 延長等

<浸水対策>

【延長】

②浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長（固定資産税）

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」の取組を推進するための特定都市河川浸水被害対策法または下水道法の制度に基づく認定計画により、民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準については、1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする特例措置を3年間延長する。

（国土交通省）

<津波対策>

【延長】

③津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて、都道府県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設又は協定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）に対する固定資産税の課税標準の特例措置を3年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

<交通ネットワークの確保>

【延長】

④首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得した以下の施設の固定資産税の課税標準を取得後5年間、2/3に軽減する特例措置を1年間延長する。

- ・1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けて取得したラーメン橋台
(国土交通省)

【延長】

⑤鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した以下の線区の施設について、取得後5年間、課税標準を2/3（JR本州3社（JR東日本・JR東海・JR西日本）は、5年間3/4）に軽減する特例措置を2年間延長する。

- ・片道断面輸送量1日1万人未満の線区
- ・片道断面輸送量1日1万人以上15万人未満の線区（JR本州3社を除く）
- ・片道断面輸送量1日15万人以上の優等列車又は貨物列車が運行する線区（同上）
(国土交通省)

＜サプライチェーンの確保＞

【延長】

⑥中小企業防災・減災投資促進税制の延長（所得税・法人税）

近年、自然災害が頻発・激甚化する傾向が顕著であり、中小企業における防災・減災能力の強化による事業継続が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等を行う。

(経済産業省)

＜複合・二次災害の抑止＞

【延長・拡充】

⑦市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額する特例措置の拡充・延長（固定資産税）

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税額を以下の区分に応じて5年間減額する特例措置を2年間延長する。

①住宅で居住用部分の床面積が40㎡以上280㎡以下である家屋

- ・居住用部分：税額の2/3を減額
- ・非居住用部分：税額の1/3（※）を減額

②住宅以外の家屋：税額の1/3（※）を減額

（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは税額の1/4を減額

※特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、40㎡（現行50㎡）に緩和する。

(国土交通省)

【延長・拡充】

⑧防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額する特例措置の拡充・延長（固定資産税）

防災街区整備事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税額を以下の区分に応じて5年間減額する特例措置を2年間延長する。

①住宅である家屋

- ・居住用部分：税額の2/3を減額
- ・非居住用部分：税額の1/3を減額

②住宅以外の家屋：税額の1/3を減額

※特例の対象となる住宅の床面積要件について、下限を40㎡（現行50㎡）に緩和する。

（国土交通省）

【延長】

⑨災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置（不動産取得税）

災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る不動産取得税の課税標準から1/5を控除する特例措置を2年間延長する。

（国土交通省）

<財源確保方策の検討>

⑩第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討

「第1次国土強靱化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」を踏まえ、国土強靱化施策の財源確保方策を検討する。

（内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）